



# 令和8年度 千葉市立認定こども園

## 1号認定児童 利用申込のご案内



平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、千葉市の公立保育所2か所（千城台東第二保育所、幸第三保育所）が保育所型認定こども園へ移行しました。

つきましては、申込みを希望される方は、本案内に沿って手続きをお願いいたします。

### 1 認定こども園とは

幼児期の学校教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の良さをあわせ持ったものです。保護者が働いているかどうかに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できます。

### 2 募集対象施設

#### (1) 千城台東認定こども園

所在地 若葉区千城台東4丁目33番1号



#### (2) 幸認定こども園

所在地 美浜区幸町1丁目17番6号

### 3 募集対象児童

募集人数については、施設の所在する区の保健福祉センターこども家庭課にお問い合わせください。  
後述の「4 申込み (3) 申込み方法」に連絡先の記載がございます。

#### (1) 1号認定児童

児童の年齢が、対象クラスごとに次の要件を満たすこと

- ・5歳児クラス（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）
- ・4歳児クラス（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）
- ・3歳児クラス（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）

※就労等の保育が困難であることの要件は不要です。就労している場合は保育園、認定こども園等との併願が可能です。また、上記2園における2号認定部分との併願も可能です。

※上記2園を併願することも可能です。

#### (2) 保護者等が児童を当該園に送迎できること

### 4 申込み

#### (1) 申請書配布場所 各区保健福祉センター こども家庭課

#### (2) 申請書配布・受付期間 令和7年10月15日(水)～令和7年11月28日(金)

午前8時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝祭日を除く)

《裏面に続く》

### (3) 申込み方法

希望園（前述の2園を併願する場合は第1希望園）の所在する区の保健福祉センターこども家庭課に直接ご持参いただか、郵送でご提出ください。ただし、保育園等の2号認定に係る申し込みを併願する場合（既に申込み済みの場合を含む）は、2号認定の第1希望園の所在する区の保健福祉センターこども家庭課にお申し込みください。

#### 《提出先》

- ・若葉保健福祉センターこども家庭課

所在地：〒264-8550 若葉区貝塚 2-19-1 ☎ : 043(233)8186

- ・美浜保健福祉センターこども家庭課

所在地：〒261-8581 美浜区真砂 5-15-2 ☎ : 043(270)3150

## 5 申込み時の必要書類

- (1) 千葉市立認定こども園(1号認定児童)利用申請書 <★>
- (2) 施設（事業）利用に関する同意書 <★>
- (3) 保育料等の軽減にかかる障害者手帳等の所持状況申告書 <★>
- (4) 転入に関する誓約書（千葉市に転入予定の方のみ） <★>
- (5) 住民票の写し（千葉市に住民登録のない方のみ）
- (6) 母子手帳の写し（氏名確認のため手帳の表紙、4か月・1歳半・3歳各健康診査結果ページ部分）
- (7) (入園を希望する児童に心身の障害がある場合)

療育手帳又は身体障害者手帳の写し、医療機関が交付する診断書等

※ <★> のついた申請書類は、市ホームページでダウンロード（タイトル名：保育園・認定こども園等各種届出書ダウンロード）することができます。また、千城台東認定こども園、幸認定こども園、各区の保健福祉センターこども家庭課でもお配りしています。

## 6 申込み時の注意事項

- (1) 不足書類があった場合には、こども家庭課よりご案内差し上げますが、受付期間内に必ずご提出ください。また、受付期間終了間際の提出による不足書類のご案内については対応しかねますので、余裕をもってご提出ください。
- (2) 受付期間内に必要書類をご提出いただけない場合は、申請の却下もしくは、確認できる書類のみで選考します。
- (3) 郵便事故については責任を負いかねますので、書類の到着等が不安な方は配達証明書等をご利用ください。また、電話による書類の到着確認のお問合せは対応しかねます。あらかじめ、ご了承ください。

## 7 面接（障害のある児童のみ）

入園を希望する児童に心身の障害がある場合は、お子さんの健康状態や発達の状況などについて、市役所本庁舎又は各区保健福祉センターこども家庭課で面接を行います。日程は、申し込み受付時にお伝えします。

《裏面に続く》

また、面接で集団保育の適否を判断できない場合は、千葉市障害児等保育審査指導委員会で調査、審議いたします。

※上記の他、申請書の記載内容等を確認し、必要に応じ面接を実施させていただく場合がありますので予めご了承ください。

## 8 選考方法

### (1) 申込者が募集定員を上回った場合

以下のとおりに順位付けを行い、内定児童及び補欠登録児童を決定します。

- ア 優先順位① 千葉市に住民登録のある（※）児童でかつ、障害のある児童
- イ 優先順位② 千葉市に住民登録のある（※）児童
- ウ 優先順位③ ア以外の障害のある児童

※ 本市内に転入予定である場合は、「転入に関する誓約書」を入所申し込みに合わせて提出することで、住民登録がなくてもアからウの優先順位の対象としても認めますが、4月一斉入所の前月の3月中旬に本市内に転入しない場合は、優先順位の見直しを行い、内定を取り消す場合があります。

### (2) (1)における選考において同点となり定員を超えている場合

以下のとおり公開抽選により内定児童を決定します。抽選の実施の有無については、抽選日のおよそ1週間前までに別途お知らせいたします。

- ア 抽選日時 令和7年12月14日（日）午前10時00分から
- イ 会場 千葉市役所（中央区千葉港1番1号） 3F「L会議室301」
- ウ 抽選方法

- ① 対象児童ごとに整理番号を付番
- ② 抽選当日、整理番号順に番号くじを引き、くじを引く順番を決定
- ③ 番号くじの番号順にくじを引き、内定児童を決定
- ④ 補欠登録児童が複数あった場合、上記に準じて補欠登録の順位を決定

### (3) 両園を利用申請した場合

まず第1希望園について上記の方法で選考を実施し、内定に至らず、かつ第2希望園で空きがあった場合に限り、第2希望園での選考を行います。

### (4) 補欠登録

内定児童とならなかった場合、希望により補欠登録児童となることができます。

- ア 補欠登録児童については、内定児童が入園に至らなかった場合に順次繰り上がって内定児童となります。
- イ 補欠登録順位については、選考における順位どおりとし、同点の場合は公開抽選で決定します。
- ウ 4月一斉入所時点で入園に至らなかった場合でも、希望すれば引き続き一定期間は補欠登録児童とし、定員に空きが生じた場合は、順次内定児童とします。

### (5) 内定又は補欠登録後、入園日までに保護者又は対象児童が申込み資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。

《裏面に続く》

## 9 入園内定後の流れ

- (1) 入園内定時期は令和8年1月下旬を予定しています。
- (2) 入園が内定した方につきましては、千葉市より内定のお知らせや支給認定申請書などの必要書類を送付しますので、必要事項を記入しご返送をお願いいたします。

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 入園申込み受付期間            | 令和7年10月15日（水）～令和7年11月28日（金）  |
| 面接の実施<br>(障害のある児童のみ) | 随時予定<br>※日程は、申し込み受付時にお伝えします。 |
| 内定                   | 令和8年1月下旬（予定）                 |
| 入園説明会                | 令和8年2月上旬～3月中旬（予定）            |

※ 市外に住民登録がある方におかれましては、お住まいの市町村から支給認定を受けていただく場合があります。詳しくは別途ご案内いたします。

- (3) 入園までの間に説明会を行い、園の教育・保育方針や園での生活の流れ、必要な持ち物等について説明をしますので、入園されるお子さんをお連れの上必ずご出席下さいようお願いいたします。日時等につきましては、入園内定後に改めてお知らせいたします。

## 10 園のご利用にあたっての留意事項

|               |   |  |         |                                  |
|---------------|---|--|---------|----------------------------------|
| 定員数           | 千城台東認定こども園  | 1号認定児童：6人<br>(2号、3号認定児童<br>110人)   | 幸認定こども園 | 1号認定児童：6人<br>(2号、3号認定児童<br>110人) |
| 保育をする日        | 祝休日及び下記休業日を除いた月曜日～金曜日   |  |         |                                  |
| 教育時間          | 午前9時～午後2時   |  |         |                                  |
| お休み           | <p>以下のとおり、本市小中学校における休業日と同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日及び祝休日</li> <li>・学年始め休業日(春休み) 4月上旬</li> <li>・夏季休業日(夏休み) 7月中旬～8月末</li> <li>・秋季休業日(秋休み) 10月上旬</li> <li>・冬季休業日(冬休み) 12月下旬～翌年1月 上旬</li> <li>・学年末休業日(春休み) 3月下旬～3月末</li> </ul> <p>※2号認定及び3号認定のお子さんについては、他の保育所と同様に開所いたします。</p> |  |         |                                  |
| 食事            | 保育所で提供します。実費相当額をご負担いただきます。  |  |         |                                  |
| 保育料           | 国が定める基準を上限として市が月々の保育料を定め、世帯の所得に応じた金額をお支払いいただきます。詳しくは幼保運営課のホームページをご覧ください。  |  |         |                                  |
| 預かり保育<br>(日時) | 日 時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育をする日<br/>午前8時～午前9時、午後2時～午後5時</li> <li>・長期休業中<br/>午前8時～午後5時</li> </ul> <p>※土・日曜日、祝休日及び年末年始は実施しません。<br/>※降園時間や、休業日の関係で実施しない日もあります。</p> |         |                                  |



|               |     |  |
|---------------|-----|--|
| 預かり保育<br>(料金) | 料 金 | <p>「幼児教育・保育の無償化」により、通常保育料は無償となりますが、預かり保育の利用料は別途料金がかかります。</p> <p>(1時間 100円、長期休業中は半日 600円)</p> <p>ただし、「保育の必要性の認定」を受けられた方については、後日預かり保育の料金をお返しできる場合があります。詳しくは園の所在する区のこども家庭課にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所からの食事提供を希望される方におかれましては、実費相当額をご負担いただきます。</li> </ul> |
| その他           |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>入園料その他特定費用（教育・保育の質の向上の対価として、保育料に上乗せして徴収する費用）はありません。</li> <li>上記費用のほか、実費をご負担いただく場合があります。<br/>(例：遠足の交通費、カラー帽子、おたより帳、卒業アルバム、写真等)</li> <li>送迎用の園バス等はありません。</li> </ul>   |

## 11 園での1日の生活

1号認定のお子さんの1日の生活は、以下のような流れになります。

| 時間の目安               | 内容  |
|---------------------|---|
| 9:00～<br>9:30～12:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>順次登園</li> <li>各年齢別クラスにてホームルーム</li> </ul>                         |
| 12:00～13:00         | <ul style="list-style-type: none"> <li>遊びを中心とした教育の時間（3歳以上児について年齢別クラスを編制し、2号認定のお子さんと一緒に教育を実施）</li> </ul> |
| 13:00～14:00         | <ul style="list-style-type: none"> <li>給食</li> <li>順次降園</li> </ul>                                      |
|                     |                    |

※ 8:00～9:00及び14:00～17:00については、ご希望に応じて一時預かりを実施します。

## 問い合わせ先

|                      |                       |            |
|----------------------|-----------------------|------------|
| 保育料に関すること            | 幼保運営課管理班              | ☎ 245-5726 |
| 入園手続に関すること           | 若葉区保健福祉センター<br>こども家庭課 | ☎ 233-8186 |
|                      | 美浜区保健福祉センター<br>こども家庭課 | ☎ 270-3150 |
| 教育・保育の内容、障害児保育に関すること | 幼保指導課指導班              | ☎ 245-5727 |